

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1009））
2. 日 時：平成30年6月5日 10時00分～11時30分
16時10分～18時10分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、吉村上席安全審査官、植木主任安全審査官、岸野主任安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官、三浦安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他9名

東北電力株式会社：原子力部（原子力運営） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 建築耐震グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 課長

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 副課長

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、5月21日、31日、6月4日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書及び津波への配慮に関する説明書について説明があった。

- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<貯留堰及び貯留堰取付護岸>

- 貯留堰の鋼管矢板継ぎ手部の健全性の検討に関し、土中部の評価に用いる地震時土圧（受働土圧）の設定根拠について、有効応力解析で求められた荷重と比較を含めて、整理して提示すること。
- 貯留堰の構造的な特徴及び応力の伝達機構を踏まえて、貯留堰に加わる荷重を整理し、応力照査位置の選定理由、照査結果について、整理して提示すること。
- 検討ケースの概要について、各検討ケースに合わせた記載に見直すこと。
- 腐食代の根拠（考え方）を、整理して提示すること。
- 貯留堰の支持力算定式の適用にあたっては、鋼管杭鉄筋コンクリート杭の支持力算定と同様に、中掘り工法の適用範囲を踏まえた支持力評価算定式となっていることを確認し、提示すること。

<原子炉建屋基礎盤の耐震性評価に関する補足説明>

- 原子炉棟基礎の耐震重要度分類及び許容限界について、2006年の耐震設計審査指針の改定（耐震重要度分類が4分類から3分類に変更）以降の既工認実績である大間1号における分類及び設定の考え方を踏まえ整理して提示すること。
- 面外せん断力に対する許容限界について、原子炉建屋と使用済燃料乾式貯蔵建屋との構造上、機能上の相違点を踏まえ、荒川 mean 式による終局せん断強度の原子炉棟基礎への適用性を論理的に整理して提示すること。
- 原子炉棟基礎への荒川 mean 式の適用性及び評価全体の裕度について、個々の検討要素に係る信頼性、検討要素間の関係性等の観点から論理構成を再整理し提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 建物・構築物の耐震計算についての補足説明資料 補足-370-12【原子炉建屋基礎盤の耐震性評価に関する補足説明】
- ・ 建物・構築物の耐震計算についての補足説明資料 補足-370-4【地震荷重の入力方法】
- ・ V-2-10-2-5-1 取水路点検用開口部浸水防止蓋の耐震性についての計算書
- ・ V-2-10-2-5-7 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチの耐震性についての計算書
- ・ V-3-別添3-2-4-1 取水路点検用開口部浸水防止蓋の強度計算書
- ・ V-3-別添3-2-4-7 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチの強度計算書
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）